

わが国の国土強靱化に向けた取り組み

内閣官房国土強靱化推進室内閣審議官

宮崎祥一

みやざき しょういち



わが国は、これまで数多くの災害の発生により、甚大な被害を受けてきた。また、近年においては、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が懸念されている。こうしたわが国の状況においては、災害

発生の都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといふ事後対策を行うだけでなく、平時から大規模自然災害等に対する「事前防災」の対策を行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を「国家百年の大計」として行っていくことが必要である。

このため、政府では、いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること、②国家および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産および公共施設にかかる被害の最小化、

④迅速な復旧・復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」の取り組みを行っている。

ハード・ソフトを適切に組み合わせること、平時にも非常時にも有効に活用すること、民間の取り組みを促進することなどを基本的な方針とし、あらゆるリスクを見据えたうえで、最悪の事態に陥ることを避けられる行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげる取り組みである「国土強靱化」の最近の動向を、本稿において紹介する。

国土強靱化基本計画

2013年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土

強靱化基本法」(以下、法)が公布・施行された。この法は、国土強靱化に関する基本理念や基本方針、国土強靱化基本計画・国土強靱化地域計画の策定や国土強靱化推進本部の設置等についても定めたものである。

法第10条第1項に基づき、2014年に国土強靱化基本計画が閣議決定された。この国土強靱化基本計画には、基本理念に基づく国土強靱化の基本的な考え方に加え、法に基づき行われた脆弱性評価の結果、12の個別施策分野および5の横断的分野ならびに45の最悪の事態にかかる国土強靱化の推進方針が盛り込まれている。

国土強靱化基本計画が策定された後、約5年が経過し、その間得られた災害からの教訓や社会情勢の変化を踏まえ、2018年12月に国土強靱化基本計画を見直した。具体的に

は、「平成28年(2016年)熊本地震」における長期避難者の健康悪化を踏まえた避難所の衛生環境の確保、「平成30年7月豪雨」を踏まえた避難の実効性を高める防災意識の啓発、「平成30年北海道胆振東部地震」を踏まえた災害時における非常電源設備の確保等を推進方針に追加するとともに、ICT(情報通信技術)を活用した国土強靱化のイノベーションの推進などの社会情勢の変化を踏まえた知見を反映させた。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

2018年に「平成30年7月豪雨」「平成30年台風第21号」「平成30年北海道胆振東部地震」等により多くの尊い人命が失われ、また、上水道の長期断水や関西国際空港の浸水被害、北海道での大規模停電等、重要インフラの機能に支障を来すなどにより国民経済や国民生活に多大な影響が発生した。これらの災害を受け、政府においては、国民の生命を守り、電力や水道、空港をはじめとした国民経済・生活を支える各種重要インフラが、あらゆる災害に対してその機能を発揮できるよう、132項目の重要インフラの緊急点検を実施し、その点検結果等を踏まえて、2018年12月に、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を2020年度までの期間で集中的に実施する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定した。

国土強靱化関連予算

昨年発生した「令和元年房総半島台風」「令和元年東日本台風」等の被害を踏まえ、2019年度補正予算において約1・2兆円の国土強靱化関係予算を計上し、河道掘削や堤防強化等の水害対策を中心に、さらに国土強靱化の取り組みを強化したところである。

また、2020年度の予算案においては、約4・1兆円の国土強靱化関係予算(3か年緊急対策分を除く)、約1・1兆円の国土強靱化関係基本計画に基づき、建物の大規模倒壊の発生回避、情報サービスの確保、エネルギーや上水道等のライフラインの機能停止の回避などといった府省庁横断的な国土強靱化の取り組みを重点的・効果的に推進するとともに「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施することとしている。

地方公共団体・民間企業による国土強靱化の取り組み

国土強靱化を有効なものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

地方公共団体においては、国土強靱化地域計画の策定および国土強靱化地域計画に基づく取り組み等が進められており、2020年

3月1日現在、全国1741団体のうち、国土強靱化地域計画を策定した地方公共団体は184団体、策定中(予定含む)の地方公共団体は1171団体となっている。政府においては、国土強靱化地域計画の策定促進を図るため、国土強靱化地域計画策定ガイドラインの策定・充実、内閣官房の職員が地方公共団体へ直接出向いて行う説明会(出前講座)の積極的な実施、地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する取り組みに対する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援など、さまざまな支援を行っている。

また、民間企業においては、大規模災害等に備え、BCP(事業継続計画)の策定と運用等、事業継続の取り組みを進めている。政府においては、民間主体による国土強靱化の取り組みの促進を図るため、国土強靱化に関して、各府省庁や都道府県が講じている代表的な施策について施策分野やニーズごとに取りまとめ、国土強靱化に資する民間の取り組み促進施策集として公開している。

今後も、オール・ジャパンで国土強靱化を強力に進め、国家百年の大計として、災害に屈しない「強さとしなやかさ」を備えた国土づくりに取り組んでいきたいと考えている。

経団連および会員企業の皆様のこれまでのご尽力に敬意を表するとともに、引き続きご理解・ご協力いただくようお願いしたい。